

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成18年9月12日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	町	田	伍	一郎
同	山	田	千	代子

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>21 幼児教育補助金について (報告書53ページ)</p> <p>(1) 補助方式を変更すべきもの 私立幼稚園への補助金 123,928,000 円については、私立幼稚園連盟（以下連盟という。）に対して補助し、その補助額がほぼ同額（塵芥処理費 1,600,000 円を除く。）を連盟から個別の私立幼稚園に交付する間接補助方式をとっている。 しかしながら、この補助金は、園児の教育費軽減が目的として支払われるもので、間接補助方式では、各幼稚園に対するきめ細やかな指導・監督が十分行うことができず適切な補助金交付方法とはいえない。 補助金は、ただ単にお金を交付することが目的ではなく、幼稚園が健全に経営され園児が健やかに成長するように教育基盤が強化されることが、結果として園児の教育費削減を目的とした補助金交付目的に合致するものであることから、市は、各幼稚園に直接補助するように改善し、経営全般の指導、監督等の徹底を図るべきである。</p> <p>(2) 補助金を廃止すべきもの 私立幼稚園連盟が支出している 160 万円の用途については、連盟の決算書からみると各幼稚園から排出される塵芥処理に充てており、剰余金が生じた場合には連盟が設けている運用資産特別積立会計に繰入れている状況にある。 しかしながら、本来、各幼稚園から発生する塵芥は各幼稚園が自己責任で処分すべきであり補助対象とするのは適切でない。 このような補助金は廃止すべきである。</p>	<p>幼児教育補助金については、次のとおり改善を図った。</p> <p>(1) 補助方式を変更すべきものについて 長野市私立幼稚園連盟補助金交付要領に長野市幼稚園連盟（以下連盟という。）に対して補助する旨が規定されているため、これを長野市私立幼稚園補助金交付要領に改正（平成18年6月1日）し、連盟ではなく各幼稚園を補助対象とする旨を規定することにより、直接補助方式に改めた。 ただし、宗教法人が設置する幼稚園に対して直接補助することについては、長野県が、私立幼稚園教育活動事業補助金を、憲法上疑義が生じる恐れがあるという理由で、(社)長野県私立幼稚園協会を通して間接的に補助していることから、市内宗教法人立幼稚園2園は、連盟を通じた間接補助のままとした。</p> <p>(2) 補助金を廃止すべきものについて 連盟が塵芥処理費に充てている 160 万円については、長野市私立幼稚園連盟補助金交付要領を改正（平成18年6月1日）し、加算額 160 万円を削除することにより、補助金を廃止することとした。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p>